

入札心得（物品以外）

（下記事項を参照のうえ、入札願います）

- 1 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額（1円未満の端数切捨て）を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。
- 2 この入札の予定価格は事後公表とします。
入札は3回を限度とし、予定価格に達しない場合は、最低入札者と協議し、随意契約を結びます。
なお、落札となるべく同金額での入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより決定します。
- 3 入札に参加が認められた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る）すること。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投函すること。
- 4 入札通知書に内訳書携行又は提出の旨が記載されている場合は、入札時に必ず携行又は提出してください。
なお、携行又は提出を忘れた場合は失格となりますので注意してください。

※入札の際の入札封筒は不要です。

入札書は、金額が見えないように内折にして、入札箱へ入れてください。

【参考】前払金、部分払のある場合の支払いについて

- | | | |
|--------|---------|---|
| ◎工事請負費 | (1) 前払金 | 請負金額130万円を超える工事は40%以内の率を乗じた額(10万円未満切捨て)を支払うことができる。 |
| | (2) 部分払 | 金額の算定方法は、十日町地域広域事務組合財務規則に基づき、十日町市財務規則別記建設工事請負約款を準用する。
竣工検査後、残金の精算をする。 |
| ◎業務委託 | (1) 前払金 | 建設工事を前提とした調査・測量・設計等のうち、請負金額500万円を超える委託で、前払金が必要と認められるものについて、30%以内の率を乗じた額(10万円未満切捨て)を支払うことができる。 |
| | (2) 部分払 | 原則として支払わない。
完了検査後、残金の精算をする。 |

※入札書、委任状、入札辞退届の様式は「十日町地域消防本部ホームページ」でご確認ください。

十日町地域広域事務組合のご案内 ▶ 入札・契約情報 ▶ 入札関係様式